

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【会社名】 株式会社 青森銀行

【英訳名】 The Aomori Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 成 田 晋

【本店の所在の場所】 青森市橋本1丁目9番30号

【電話番号】 代表 青森(017)777局1111番

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 木 立 晋

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町四丁目4番10号
株式会社青森銀行 東京事務所

【電話番号】 代表 東京(03)3270局3587番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 高 橋 勇 人

【縦覧に供する場所】 株式会社青森銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋室町四丁目4番10号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当行は、平成29年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき金3円 総額611,245,767円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月28日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 併合する株式の種類および割合

普通株式について、10株を1株に併合する。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配する。

2. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

3. 効力発生日における発行可能株式総数

2,940万株

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

浜谷 哲、成田 晋、建部礼仁、出町文孝、川村明裕、竹内 均、佐々木知彦、石川啓太郎、石橋 理を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	130,736	14,955	0	(注)1	可決 85.34
第2号議案	145,541	150	0	(注)2	可決 95.00
第3号議案				(注)3	
浜谷 哲	143,453	2,236	0		可決 93.64
成田 晋	143,994	1,696	0		可決 93.99
建部 礼仁	144,403	1,287	0		可決 94.26
出町 文孝	144,398	1,292	0		可決 94.25
川村 明裕	144,395	1,295	0		可決 94.25
竹内 均	143,795	1,894	0		可決 93.86
佐々木 知彦	143,802	1,887	0		可決 93.86
石川 啓太郎	143,798	1,891	0		可決 93.86
石橋 理	143,771	1,918	0		可決 93.84

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。